

橿原市入札監視委員会議事概要書

開催日及び場所	令和3年度 第28回委員会 令和4年2月16日（水） 書面開催	
出席者	委員長 川上 勇 委員 村井 証文 委員 山本 勝昭 事務局 危機管理部長、危機管理部副部長、契約検査課長 検査技監、契約検査課課長補佐2名 契約検査課統括調整員1名	
審議対象期間	令和3年4月1日～令和3年9月30日	
抽出案件	総件数 10件	(備考) 期間内入札等件数 総件数 306件
一般競争入札	0件	一般競争入札 0件
事後審査型条件付き 一般競争入札	3件	事後審査型条件付き一般競争入札 79件
指名競争入札	1件	指名競争入札 2件
総合評価落札方式	0件	総合評価落札方式 0件
プロポーザル方式	1件	プロポーザル方式 4件
随意契約	0件	随意契約 139件
条件付き一般競争入札	1件	条件付き一般競争入札 36件
設計施工方式	0件	設計施工方式 0件
条件付き一般競争入札 (事後審査あり)	4件	条件付き一般競争入札 (事後審査あり) 46件
委員からの意見・質問、 それらに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	
委員会による意見具申 又は勧告の内容	特になし	

【別紙】

委員からの意見・質問	市の回答
<入札及び随意契約の執行状況について>	
特になし	
<抽出案件の参加資格設定及び業者の指名・選定理由について>	
抽出事案1〔各小学校ガス配管改修工事（第1期）〕について	
2社しか参加していない点で競争性が確保できているといえるのでしょうか？	一般競争入札により公告を見て応募する業者は、他に何社の参加があったかを知り得ないため、競争性は担保されていると解釈しています。しかしながら、より競争性を高めるために、対象業者へ参加の勧奨をする必要があると考えています。
市内業者に限定する必要はあったのでしょうか？参加業者が少ないことが見込まれるのであれば、県内など地域条件を広げることも検討すべきではなかったのでしょうか？	市内業者育成の観点から発注基準により市内業者となっています。なお、参加者不在で不調になれば地域条件を拡大する必要があると考えています。
開発機構㈱が失格になった理由についてご説明ください。	開札録では予定価格超や最低制限未满是一律に「失格」と表示されます。
6割ルールが廃止されたのは、この事案からでしょうか？	6割ルールは令和4年度より廃止します。なお、本件では適用されていません。
本工事は第1期であり、今後分割実施されると思われます。各期の工事規模をある程度大きくすることにより、参加業者の増加による実質競争性と経済性の確保を図る検討をしてもらいたい。	/
抽出事案2〔市道路橋梁整備工事（葛本町）〕について	
1社の参加で競争性が確保されたと言えるのでしょうか？	本市では、競争入札において参加者1社の場合でも入札を中止する旨を明示していないため、事務効率も鑑みて入札執行する運用をしています。
1社入札を防ぐための工夫・取り組みが必要。 ①入札事務段階において、業者個々に対する参加呼びかけ（DX活用） ②公告期間の延長 ③入札事務のやり直し ④年度当初において、主要事業の年度間実施契約の公表（DX活用）	/
抽出事案3〔各小学校ガス配管改修工事（第2期）に伴う設計委託〕について	
当初から参加業者が少ないことが見込まれていた場合、何らかの対策を講じたのでしょうか？	対象業者が14社あり、2社参加のうち1社が辞退するとは予見できませんでした。なお、公告後に参加者が無し又は1社の場合は、発注担当課より勧奨の連絡を促しています。

委員からの意見・質問	市の回答
抽出事案4 [かしはらマイナンバー商品券帳票作成業務等委託] について	
指名競争入札で行われた理由についてご説明ください。	指名競争入札とした理由は、補正により予算計上し早期に実施する必要がありましたが緊急での特命随契は認めず入札に付することとしたため、公告から入札までに一定の期間の要する一般競争入札より、幾分早期に入札可能な指名競争入札としました。
辞退や不参加が多い理由についてご説明ください。	指名した市外の大手業者は、契約から納期までが短く対応が困難であったため辞退や不参加になったと思われます。
本業務の緊急性に鑑み、指名競争入札の選択は妥当である。	/
入札参加資格としての契約実績の内容を問わないというのであれば、指名外となる関係業者との公平性に疑問が生じる。	/
抽出事案5 [かしはら万葉ホール受付及び子ども科学館管理運営業務] について	
企画提案型で1社しか参加していない場合、比べる対象がないことから、このような方法が適正といえるのか疑問ですが、これについてご説明ください。	公募型プロポーザル方式での発注であり、一般競争入札と同様に参加者1社でもプレゼンし評価します。ただし、最低評価点を設定しており、その点数以上の評価点を得ないと特定とはなりません。本件の場合500満点中の255点以上となっています。
<p>本施設の管理運営について、民間の知恵と力を活用して効率化、効果化を図ることは適切であるが、プロポーザル参加が1社というのは残念。</p> <p>業務を民間に委託しても、当該業務についての市の行政責任は厳として存在する。毎年度、業者の実施状況の検証・評価を行う。行政サイドも改善改革の意欲をもって対応する。民間と行政の協働である。</p> <p>このような取り組みにより、成果を上げることとなれば、次回のプロポーザルにおいては、多くの参加者を得られるのではないかと。</p>	/
抽出事案6 [各小中学校・幼稚園LED照明設備賃貸借事業] について	
役務と分類した理由についてご説明ください。	工事発注とせず役務とした理由は、各校順に年次計画で整備していくことが困難で全校同時に施工する必要があり、単年での工事発注では一時の財政負担が大きく、各年度での負担軽減するため平準化すべく長期リースを選択しました。なお、リース終了後は無償譲渡されるため、設置完了時には工事検査に準じた検収確認を行っています。

委員からの意見・質問	市の回答
<p>財政面の負担軽減を図るため、10年長期リース契約で執行しているが、リース契約は途中業者の倒産等その他色々なリスクも伴うと考えるが、あえて工事発注せずリース契約する時は、事前に一定のルール、要領等を定めておき、これに基づいて実施すべきと考える。その時々判断で選択することは透明性や責任の所在等を含めて不明確と考えるが、担当課の考えはどうか？</p>	<p>本件はファイナンスリースで、リース期間終了後に無償譲渡されるものです。よって設置完了時には工事検査に準じた検収確認を行っています。また、リース物件の引き渡しが行われていますので、万一契約業者が倒産してもリース契約は終了することなく、引き続き使用できると考えています。</p> <p>現状、工事かリースかの明確な判断基準は設けられていません。工事であれば市内業者優先の発注も可能なこと、また品質管理からも、なるべく工事発注としたいところですが、財政負担軽減の観点から昨今はリース発注（特に設備）も増えてきています。</p>
<p>財政上の理由による長期継続契約の選択は、財政上のメリットをもたらしたことになる。</p>	
<p>長期契約であることから、契約企業の経営の安定性の確保が重要。</p>	
<p>抽出事案7〔昆虫館放蝶温室及び植物栽培等管理業務〕について</p>	
<p>随意契約に切り替えることは検討されなかったのでしょうか？</p>	<p>本件は平成30年度まで随意契約していたものですが、業務内容から入札可能と判断でき令和元年から入札へ切り替えました。令和元年度は1度目の一般競争入札において参加者不在で不調となり、2度目は当該業者のみ参加で落札となっています。</p> <p>令和2年度・令和3年度も当該業者のみの参加で落札となっていることから他の業者では業務出来ないと解釈でき、次回から随意契約へ戻すことも協議する必要があると考えています。なお、3年程度を目途に入札可能か見直しも行っていきます。</p>
<p>対象業者2社による一般競争入札は妥当</p>	
<p>今後は随意契約も視野にということ。地域社会との連携・行政と民間との協働による効率的、効果的な管理運営が期待される。</p>	
<p>抽出事案8〔区画線設置業務委託〕について</p>	
<p>そもそも設計金額の算出方法に問題はなかったのでしょうか。算出方法についてご説明いただいたうえで、この設計金額が適正かどうかについてご意見ください。</p>	<p>施工箇所が特定できず単価契約となるため工事ではなく役務発注となっていますが、予定価格は業者見積ではなく工事積算しています。よって経費が上乘せされるため割高な設計金額になりますが、工事検査の書類等は必要なく実際の入札金額は低く抑えることができると考えられます。なお、役務発注であるため予定価格は非公表としています。</p>

委員からの意見・質問	市の回答
品質等に問題は生じてないのでしょうか？	検査書類の提出は必要ありませんが、工事に準じた検収・品質管理をしており、現状特に問題は生じていないとのことです。
抽出事案9〔各小中学校及び幼稚園 携帯電話提供業務〕について	
76社も対象業者が存在するにも関わらず、1社しか参加していないが、他の75社が参加しなかった理由についてご説明ください。	本業務は携帯電話の購入とその利用契約も含まれており、物品の「電気通信機器 通信機器」には75社の登録はありますが、実質的に登録のある携帯電話キャリア会社の2社のみが対応可能でした。しかし、1社は発注仕様と自社の契約プランが合わないことから参加しなかったとのことです。
抽出事案10〔令和3年度 各小学校電子黒板購入〕について	
物品については、業者の個性が反映されにくいと思われませんが、それにも関わらず条件を付けられた理由についてご説明ください。	高額かつ大量調達であることから、不履行や納入遅延の恐れが少ないと思われる法人であることを条件としました。
設計金額に問題はなかったのか、また品質の確保の点で問題が生じないのかについてもご説明ください。	設計金額については、複数業者の見積で算出しました。また実際に納品された物品については規格品で1年のメーカー保証も付帯しており、現状の使用においても問題は発生していないとのことです。
<建設工事種別の発注統計について>	
特になし	
<工事成績について>	
特になし	
<入札参加資格停止措置の運用状況について>	
特になし	
<その他事項について>	
今回の10件の抽出案件とは直接関係はないが、資料8ページの役務の6番の随意契約事案11件については、すべてコロナ関係の随意契約である。国においても緊急性があることから随意契約は認めているが、本市として今後もすべて随意契約で実施していく考えか？一部の事案について入札をすれば整合性が取れないとも考えるが、すべて随意契約で対応することには少し違和感を感じるが、市としての考えはどうか？	コロナ関連の業務は全国一斉に開始され、契約時期を逸すると業務不能に陥る可能性があるため、厚労省の通知に従い今後も緊急による随意契約とする予定です。なお、汎用性のある物品の購入や市内業者で対応可能な業務については、競争入札に付する時間がなくとも、見積競争させるなど十分な価格交渉を行い、より有利な条件で契約できるようにしています。

委員からの意見・質問	市の回答
<p>《入札制度改正について》 公共工事の円滑な施工、経済性と品質の確保を図るためには、受注者・建設者のあらゆる面での健全性が必要であり、建設業界のバランスのとれた発展も重要。公共工事の施工に関し、行政と建設者とは、良きパートナーたる面もある。以上の趣旨により今次改正を評価します。</p>	
<p><次回の開催について></p>	
<p>次回の当委員会は、令和4年8月に開催予定。</p>	